

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正について (概要)

1. 改正の趣旨

- 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるもの）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者に対し、必要な資金の貸付業務を行うこととされている（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「法」という。）第12条第1項第1号）。
- 今般、令和二年度予算要求において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）を設置し、又は経営する医療法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人に対して新規に貸付けを行うことが認められたため、上記の「その他政令で定める者」を規定する独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号。以下「令」という。）第2条について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 機構が行う貸付けを受けることができる者として、日常生活支援住居施設を設置し、又は経営する医療法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人を追加する（令第2条関係）

3. 施行期日

令和2年4月1日